

獣医療法第15条第1項の規定に基づく資金

(平成4年9月1日大蔵省、農林水産省告示第8号)

最終改正：平成4年9月1日大蔵省、農林水産省告示第8号

獣医療法（平成4年法律第46号）第15条第1項の規定に基づき、同項の資金を次のように指定する。

獣医療法（以下「法」という。）第15条第1項に掲げる資金のうち次に掲げる事項を行うのに必要なもの

- 一 当該資金により整備（新たに開設する場合を含む。）を行った診療施設（診療用機器及び診療用車両を含む。以下同じ。）における1年間の診療の業務量に占める牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずらその他の畜産業に係る法第2条第1項に規定する飼育動物（以下「産業動物」という。）の診療の業務量の割合が、新たに50パーセント以上となる場合における当該診療施設の改良、造成又は取得
- 二 産業動物の診療の業務に従事する獣医師の増員に際して必要となる診療施設の改良、造成又は取得
- 三 産業動物に係る獣医療に関する技術の高度化に際して必要となる診療施設の改良、造成又は取得